

各都道府県

新型コロナウイルス感染症対策担当部局 宛

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対策に関する  
新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、本日、新型インフルエンザ等特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言がされるとともに、同条第6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されましたので、別紙1及び2のとおりお知らせします。

各都道府県におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、管内市町村及び指定地方公共機関への周知を図る等の対応をお願いします。

併せて、全ての市町村長は、同法第34条第1項の規定に基づき、「市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。」こととされていますので、市町村に対してその旨周知徹底をお願いいたします。

また、お忙しいところ恐縮ですが、市町村対策本部の設置状況について、別紙3の報告様式に記載のうえ、1月8日（金）までに下記連絡先までご連絡いただきますようお願いいたします。

（別紙1）新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

（別紙2）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和3年1月7日変更）

（別紙3）報告様式

（連絡先）

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室  
企画第2担当 松浦・高橋・廣瀬・山野・鈴木・矢部  
直通 03(6257)3086  
e-mail g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp  
ryuta.matsuura.j2p@cas.go.jp  
daisuke.takahashi.c9z@cas.go.jp  
akihiro.hirose.k7f@cas.go.jp  
takahiro.yamano.k2s@cas.go.jp  
haruto.suzuki.v7a@cas.go.jp  
tomoyuki.yabe.n4v@cas.go.jp